

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成29年3月16日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 市民課の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成29年1月27日～平成29年2月8日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 備品管理台帳を整備し、現物と照合できるような方法により、適正な備品管理に努めること。	1. 備品管理台帳につきましては、「備品台帳記載要領」に基づき整備し、適正な備品管理に努めます。